

# 予算決算常任委員会

平成22年3月17日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木田 守彦	○小林 誠	嶋田 善行
浦野 圭司	辻 善次	木澤 正男
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	乾 善亮	企画財政課長	西川 肇
税 務 課 長	面卷 昭男	住民生活部長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	国保医療課長	植村 俊彦
国保医療課参事	寺田 良信	都市建設部長	清水 建也
建 設 課 長	加藤 保幸	上下水道部長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	清水 孝悦	下 水 道 課 長	上田 俊雄
教委総務課長	野崎 一也		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 辻委員、木澤委員

委員長

皆さんこんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（町長挨拶）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、辻委員、木澤委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります（1）議案第3号、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。西川企画財政課長。

企画財政  
課長

議案第3号、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

企画財政  
課長

前回の当委員会におきまして、今回予算補正をお願いしております内容等につきましてはご説明をさせていただいておりますが、本日は補正予算書によりまして、ご説明をさせていただきますのでよろしくお願い

いたします。

補正予算書の11ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入からご説明をさせていただきます。第1款 町税、第1項 町民税、第1目 個人では、均等割額について若干の増収を見込めるものの、退職分離課税分の減によりまして減収が見込まれることなどにより710万円の減額補正、また第2目 法人におきましても、世界的な経済不況の深刻化により製造業を中心とする各企業の業績が大きく落ち込んでいることなどから1,620万円の減額補正をお願いするものであります。次に第2項 固定資産税では、土地については当初見込みを下回るものの、家屋について在来分家屋の減価幅が当初の予測を下回ったことなどから、1,300万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、12ページでございます。第5項の都市計画税では、固定資産税と同様の理由によりまして110万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 株式等譲渡所得割交付金では、県より交付金の原資となる、株式等譲渡所得割県民税の決算見込みが当初見込みを大きく下回ることが示されましたことから、360万円の減額補正をお願いするものであります。

次に13ページでございます。第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第6目の教育使用料では、斑鳩文化財センターにおける特別展での観覧料、79万8千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金では、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金で、私立保育園の広域入所に係る決算見込みにより、保育所運営費負担金が、310万2千円の増額補正。障害者介護給付・訓練等給付費支給事業の決算見込によりまして、自立支援給付費負担金が295万7千円の増額補正。

次に、国民健康保険に係ります保険基盤安定負担金が交付決定されましたことから、105万2千円の減額補正をお願いするものであります。

次に14ページでございます。第2項 国庫補助金では、第1目 民生費国庫補助金で、子ども手当支給によりまして電算システムの費用補

助としまして、486万2千円の追加補正、また小規模福祉施設へのスプリンクラー整備について補助決定があったことから、606万6千円の追加補正をお願いするものであります。また第3目 土木費国庫補助金では、まちづくり交付金が最終年度をむかえ、総事業費に対する交付額が確定しましたことから200万円の減額補正。また、第5目の総務費国庫補助金では、国の第2次補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が創設され、その交付限度見込み額が5,076万3千円の追加補正をお願いするものであります。

次に第15款 県支出金では、第1項 県負担金、第2目 民生費県負担金とでは、民生費国庫負担金と同様の理由によりまして、保育所運営費負担金が155万1千円の増額補正。自立支援給付費負担金が147万8千円の増額補正。国民健康保険基盤安定負担金が412万1千円の減額補正。また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、広域連合からの通知によりまして、85万1千円の増額補正をお願いしております。

次に15ページでございます。第2項 県補助金でございます。第1目 民生費県補助金では、障害者自立支援特別対策事業費補助金43万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に第16款 財産収入では、第1項 財産運用収入、第1目 財産貸付収入では、土地開発基金用地において土地賃貸料収入があったことから7千円の増額補正、第2目 利子及び配当金では、各基金利子の決算見込みによりまして122万円の増額補正を行うものであります。

次に16ページでございます。第17款 寄附金では、教育費寄附金で、ふるさと納税により8名の個人の方からご寄附がありましたことから9万1千円の増額補正。福祉費寄附金で同じくふるさと納税によりまして2名の個人及び1団体よりご寄附がありましたことから13万2千円の増額補正。都市計画費寄附金では2名の個人からご寄附がありましたことから、2万円の増額補正を行うものであります。

また、第21款 町債、第1項 町債では、第3目の土木債で、国庫補助金のところで申し上げました、まちづくり交付金の減額によりまし

てまちづくり事業債150万円の増額補正を行うものであります。

次に17ページをお願いいたします。歳出予算の補正内容であります。

第2款 総務費、第1項 総務管理費では第1目の一般管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金、2,185万7千円の増額補正。第5目の財産管理費では、財政調整基金等の各基金利子の決算見込みにより積立金及び繰出金、合わせまして100万6千円の増額補正。第6目の企画費では、文化振興基金利子の減によりまして7万9千円の財源振替をお願いするものであります。

次に18ページございます。第3款民生費では、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、福祉費寄付金の福祉基金への積立11万円の増額補正。保険基盤安定繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金の確定によりまして、634万3千円の減額補正をお願いするものであります。また、第3目の老人福祉費では、小規模福祉施設へのスプリンクラー整備について補助を行いますことから606万6千円の追加補正。及び福祉基金利子の増によりまして21万1千円の財源振替、また第8目 障害福祉費では、障害者介護給付・訓練等給付費の支給事業におきまして、決算見込み増により予算が不足することからその所要額であります650万円の増額補正。第10目の介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における介護給付費が当初の見込みを上回りますことから介護給付費繰出金525万円の増額補正をお願いするものであります。

また19ページの第12目 後期高齢者医療費では、広域連合からの通知により保険基盤安定負担金繰出金、113万5千円の増額補正をお願いするものであります。次に第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費では福祉費寄附金の充当のため、2万円の財源振替をお願いしております。また、第3目 保育園費では、広域入所の入所希望者が当初見積りより増えることから、344万8千円の増額補正。第6目 子ども手当支給事業費では、電算システム導入業務委託料486万2千円の追加補正をお願いするものであります。

次に20ページでございます。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、

第2目 感染症予防費では、新型インフルエンザワクチンの集団接種の実施などにより、職員の時間外勤務が増となりましたことから30万5千円の増額補正。第4目 健康増進事業費では、福祉費寄附金の充当のため2千円の財源振替をお願いしております。また第2項 清掃費、第2目 塵芥処理費におきましても、年末などの休日出勤の増によりまして76万円の増額補正をお願いしております。

次に21ページの第7款 土木費では、第2項 道路橋りょう費、第2目 道路新設改良費で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、平成22年度実施する道路新設改良事業を前倒しで実施することから、工事請負費4,300万円などを合わせまして、合計で6,118万円の増額補正をお願いしております。

また22ページでございます。第4項都市計画費、第2目 公共下水道費では、公共下水道事業特別会計の繰出金1,215万1千円の減額補正、第7目 景観保全対策事業費では、都市計画費寄附金の充当のために2万円の財源振替をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費では、職員の退職等により時間外勤務が増となったことから94万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に23ページの第5項 社会教育費、第4目 文化財保存費では、教育費寄附金の「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への積立て9万1千円の増額補正、及びまちづくり交付金の減などによりまして財源振替をお願いするものでございます。また、第7目の（仮称）文化財活用センター管理運営費では観覧料の追加によりまして79万8千円の財源振替をお願いしております。

次に24ページでございます。第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費では、スポーツ振興基金利子の増によりまして7万9千円の財源振替をお願いしております。

また第11款 公債費では、平成21年度の定時償還にかかります利子額が確定いたしましたことから、2,440万6千円の減額補正を行うものです。

最後に25ページの第12款 予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源としまして、1,475万円の減額補正をお願いするものであります。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費補正についてであります。

本補正予算では、諸般の事情によりまして、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費としまして、第2款 総務費では全国瞬時警報システム整備事業で443万8千円。第4次斑鳩町総合計画策定事業で82万円。第3款 民生費では地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業で606万6千円。子ども手当支給事業で486万2千円。第4款の衛生費では新型インフルエンザ対応事業で1,605万4千円。第7款 土木費では道路新設改良事業で6,118万円。法隆寺線整備事業で121万6千円。都市計画マスタープラン策定事業で171万8千円の予算措置をお願いしております。

続きまして7ページをお願いいたします。第3表の地方債補正についてでございます。地方債の補正ではまちづくり事業で国庫補助金のところで申し上げましたまちづくり交付金の減額によりまして、限度額を1,290万円から1,440万円に変更する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

企画財政  
課長

以上、議案第3号、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 14ページのところのまちづくり交付金なんですけども、課長説明のなかで総事業費が決まって、こういうふうに減額になったというふうに説明されたんですけども、ちょっとこの制度のことと合わせて、内容についていうんですか、ちょっと説明お願いしたいと思います。

委員長 西川企画財政課長。

企画財政課長 このまちづくり交付金についてでございます。平成18年度よりこのまちづくり交付金事業を進めております。今回、平成21年度でこの事業の執行の最終年度を迎えるということでございまして、これまで実施してきた事業の限度額の再算定を国の方でされまして、この限度額において200万円の減額となるところでございます。今年度の交付決定額の700万円よりこの200万円を減額して補正としておりますので、よろしくお願ひいたします。

木澤委員 町の方で見込んでた分が200万円、国から貰えなかったということで、この国の事業の総額が決まったということで、町の事業に回す分が足らなくなったという考え方でいいんですかね。

企画財政課長 国の方の交付限度額というのが、基幹事業でありますとか、提案事業という形で細かく決められております。その内容に沿って国の方で再計算されまして、限度額を再計算されて、その結果200万限度額が下がったということでございます。

木澤委員 わかりました。その分で後、差異の方で計上されていたということで、そういう形で要は町として補填して事業を続けていかれるということだと思っておりますけども。この間、特に今年度については国からの交付金という形で、何回かに分けていろんな交付金があったというふうに思うんです。それについても町の方で有効に活用しようということで、国の交

付金を使っていろんな事業、特に学校校舎の耐震なんかも前倒しでやっていただいたりと、活用はしていただいているなというふうには理解しているんですけども、特にですね、政権も変わりまして来年度以降も国からの交付金の体制というのが大きく変わっていくというような流れもある中で、当初予算の審査の時にも要望させていただきましたけれども、こうした交付金が出てくる際に、その目的とかですね、あとどれぐらいの枠があるのかということも、できたら資料がいただけるようでしたら、できたらこの予算委員会に、全体の資料はとてつもない量になると思いますんで、国の総額がいくらとか、その内県にいくらきて、生駒郡ぐらいでどれぐらいの配分があるのかというような資料ができれば、いただけるようやったらそれも示していただいて、こういうふうに斑鳩町は使いましたという形で説明をいただけるようでしたら、今後お願いをしておきたいなど、先の社会資本整備総合交付金、これからどうなるかわかりませんが、いろんな形でまた交付金っていうのは出てくると思います。これまで特定財源であったりしたものが、一般財源に変わって、果たして国から来る分が増えているのか、減っているのか、その辺も基準が変わってきているのかどうかも含めて検証していきたいなと思いますので、来年度以降こういう形でお出しいただけるようでしたらお願いをしておきたいと思います。

委員長            お願いだけでよろしいですか、他に。  
                      嶋田委員。

嶋田委員        この補正予算、今回でこれが21年度は最後であると思うんですけども、だいたい当初予算から考えると9億3千万ほど増えていることになるんですけども、これはまあ緊急の対策の関係で、国の交付金いっぱい出てると思うんですけども。9億3千万のうちですね、国から、また県からの補助、交付金ですね、だいたいいくらほどになっているのか、今でなくても結構ですんで、わかるのやったら今でも結構ですし、教えていただきたいと思います。

企画財政課長 今、手持ちに資料等ございませんので、その辺きちっと計算いたしまして報告させていただきます。

嶋田委員 それとですね、きめ細かな臨時交付金ですか、これの上限ってあるんですか。

企画財政課長 この補助金の上限はございます。国の方で上限額が示されまして、今回歳入のところで補正させていただきました金額そのものが上限でございます。それぞれ各市町村の状況等を見まして、国で算定された金額でございます。

嶋田委員 というのは、これはこちらからこんだけの金額ですよっていったんが上限になったのか、それとも国から上限や言われて、その金額に合う形のことをされたのか、これはどっちなんですか。

企画財政課長 国の方からあらかじめ上限金額が示されたものでございます。その予算に沿って事業を考えて町のほうで施行するというものでございます。

嶋田委員 そしたら一般質問でしたかね、あった、近隣町ではいろんな課から出てきてやっているけれども、斑鳩町は2つの事業だけなんかというふうな一般質問あってんけども、金額的には筒いっぱいという考えでええわけですね。

企画財政課長 町の場合はその筒いっぱい、その事業を実施する予定で計上しております。

嶋田委員 わかりました。結構です。

委員長 他に。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第4号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第4号、平成21年度 斑鳩町国民健康保険事業特別  
課長 会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

国保医療 今回の補正は、前回の委員会でもご説明申し上げたように、保険給  
課長 付の増加、保険基盤安定繰入金の確定、あるいは高齢者医療制度円滑運営事業等とそれらに関連するものに係るものでございます。

それでは、まず歳入からご説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。まず、第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金でございます。前期高齢者交付金の受け入れに伴う計算上の変更がございまして、777万3千円の減額をお願いするものでございます。次に第2項の国庫補助金でございますが、第1目の財政調整交付金では歳出の保

険給付費の増額に伴いまして615万6千円の増額を、また第2目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、歳出でのこの事業の補助金といたしまして、26万3千円の増額をお願いするものでございます。

次に8ページでございます。第5款 県支出金、第2項 県補助金、第1目 財政調整交付金でございますが、国庫支出金と同様、保険給付費の増額に伴いまして、478万8千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金でございます。第1節の保険基盤安定繰入金におきましては、その額の確定によりまして、医療給付費分として383万9千円、後期高齢者支援金分といたしまして77万1千円、介護納付金分といたしまして18万3千円、保険者支援制度分といたしまして210万4千円をそれぞれ減額いたしまして、合わせて689万7千円の減額をお願いするものです。また、第4節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、その額の確定によりまして55万4千円の増額をお願いするものでございます。

歳入の最後でございますが、9ページの第10款 諸収入、第2項 雑入、第6目 雑入でございます。このたびの予算の補正におきまして、ただいま説明いたしました歳入予算と歳出予算に差が生じたため、その差額の5,648万4千円の増額をお願いするものでございます。

次に10ページでございます。歳出をご説明申し上げます。

まず第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。高齢者医療制度円滑運営事業の費用といたしまして、26万3千円の増額をお願いするものでございます。この事業は、前期高齢者70歳以上75歳未満の方の負担割合が本来2割であるところを1割とする特別措置につきまして、その期限をさらに延長するということが決まりましたことに関する事務でございます。

次に、第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費でございます。補正予算案作成時におけます今年度の保険

給付の執行状況から決算見込額を勘案する中で、当初予算額に比べまして約3%程度の増加が予想される現状となっているため、5,331万2千円の増額をお願いするものでございます。

なお、以下の費目でございますが、第3目の一般被保険者療養費、それから第2項の高額療養費、第1目 一般被保険者高額療養費、続く12ページの第3款の後期高齢者支援金等、第1項 後期高齢者支援金等、第1目 後期高齢者支援金、第5款の老人保険拠出金、第1項 老人保険拠出金、第1目 老人保険医療費拠出金とさらに、13ページの第6款介護納付金、第1項 介護納付金、第1目 介護納付金につきましては、歳入におけます保険基盤安定繰入金、国庫支出金、県支出金等の補正に伴う財源内訳の変更でございまして、予算額に変更はございません。

それでは、予算書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

朗読いたします。

( 予算書朗読 )

国保医療課長 以上で、平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。皆様方にはよろしくご審議をいただきまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第5号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、議案第5号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

下水道課長 それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主に公共下水道への接続件数の増加などによる補正を行うものでございます。

まず、補正予算書の事項別明細書の歳入より説明させていただきます。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 下水道費負担金で、500万円の増額補正。

第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 下水道使用料で131万9千円の増額補正。これは、集中浄化槽をご利用の地区で、公共下水道への接続を自治会でとりまとめられたこと等によりまして、接続申請件数の増加によるものでございます。

次に7ページをお願いいたします。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 下水道事業費国庫補助金で、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額費補助金を受けましたことから73万6千円の増額補正。

第4款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金で収入増によりまして差引から1,215万1千円の減額補正。

8ページをお願いいたします。

第6款 諸収入、第1項 雑入、第1目 雑入で消費税還付金の額の確定によりまして542万8千円の増額補正をお願いいたします。

次に歳出でございます。9ページをお願いいたします。

第1款 公共下水道費、第1項 下水道管理費、第2目 施設管理費でございます。接続件数の増加から県へ支払います汚水処理費が増加となりますので、負担金補助及び交付金で33万2千円の増額補正。

次に、第3款 公債費、第1項 公債費、第1目 元金、及び第2目 利子につきまして、歳入の増額に伴いまして、616万4千円の財源振替をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

( 予算書朗読 )

下水道課長 以上、議案第5号 平成21年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。何卒、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。木澤委員。

木澤委員 ちょっと分からないんですけども、7ページの一般会計繰入金はこの減の額が、歳入歳出の差引きという形で説明受けたんですけども、これはどれとどれの差し引きになるんでしょうか。

下水道課長 まず、下水道費の負担金ですね、負担金が500万円増額、そして使用料につきましても増額になっておりまして、ただし歳出によりまして、流域下水道への負担金が増えておりますので、その辺の歳入と歳出の差引きということになっております。

木澤委員 入の方をプラスして出の方をマイナスしてもこの金額にはならへんと思うんですけども。それ以外には何もないんですか。

下水道課長 金額の方、明細を言わせていただきます。すいません、2ページを開きいただけますでしょうか。補正額につきまして分担金で500万円、使用料及び手数料で131万9千円、そして国庫補助金で73万6千円、そして増につきましては、諸収入で542万8千円、そして減額の方が、今申しました繰入金で1,215万1千円、差し引き33万2千円ということになります。33万2千円につきましては歳出の方、次、3ページでございますが、公共下水道費の管理費の部分で33万2千円の増額ということで、合計差引になっております。

委員長 よろしいですか、他に。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第6号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第6号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補

正予算（第4号）についてご説明させていただきます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

それでは、概要について説明させていただきます。

補正予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正の内容につきましては、最終的な介護給付総額を推計するにあたり、現在の予算額を上回る見込みによる補正でございます。

まず歳入の方から説明させていただきます。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 介護給付費負担金におきまして、840万円の増額を。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 介護給付費交付金におきまして、1,260万円の増額補正を。

第5款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 介護給付費負担金におきまして、525万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金におきまして、基金利子として21万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 介護給付費繰入金におきまして、先ほどの国庫支出金等と同様の理由により、525万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に8ページをお開きいただきまして、歳出の方でございます。

歳出につきましても、先ほど歳入で説明させていただきました、介護給付総額を推計するにあたり、現在の予算額を上回る見込みであることから、補正をさせていただきます。

まず、第2款 介護給付費、第1項 介護サービス等諸費、第1目 介護サービス等諸費におきまして、3,600万円の増額補正を。

次に、第2款 介護給付費、第2項 介護予防サービス等諸費、第1目 介護予防サービス等諸費におきまして、350万円の増額補正を。

次に、第2款 介護給付費、第3項 その他諸費、第1目 審査支払手数料におきまして、10万円の増額補正を。次に、第2款 介護給付費、第4項 高額サービス等費、第1目 高額サービス諸費におきまして、200万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に10ページをお願いいたします。第2款 介護給付費、第5項 高額医療合算サービス等費、第1目 高額医療合算サービス諸費におきまして、40万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 介護保険給付費準備基金積立金におきまして、1,032万5千円の減額補正をお願いするものでございます。また、第2目 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金におきまして、利子の積み立てとして3万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

朗読いたします。

( 補正予算書朗読 )

福祉課長 以上で、議案第6号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。ご審議いただき、原案通り承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 8ページのところの介護サービス等諸費のところなんですけども。事前の委員会でも事前に説明いただいたんですけども、今回3,600万円増えているということについて、もう少し詳しくお願いいたします。

福祉課長 介護サービス全体として増えておるわけなんですけども、介護認定者につきましても、計画に比べて約3パーセントほど増えております。その関

係で、介護サービス全体が約3パーセント増えておるのではないかと考えております。以上です。

木澤委員 介護の認定者数が見込みより3パーセント増えているということで、増えるのは仕方ないというふうに思うんですけども。今、第4期の計画での3年のうちの初年度に当たると思うんですけども、8千万円程度ある基金を取り崩して、保険料に充てているという関係もあると思うんですが、初年度で3,600万円増額補正を組んで、4期計画の中で見込みについてはどういう影響があるんでしょうかね。

福祉課長 今回の影響から言いますと、10ページをお開きいただきまして、基金積立金のところでございます。介護保険給付費準備基金積立金について今回1,032万5千円減額補正あてているということで、全体としての介護給付サービスの増に対してですね、この基金の約1千万円取り崩しました。それによって対応しているということの影響でございます。

木澤委員 今年度は、そういう形で基金の取り崩し1千万円と、見込んでいた分よりも減らしていると思うんですけども。これ3年間こういう形で要介護認定者が見込みよりも増になった場合ってというのは、町の方として対応していけるような形なんですか。

福祉課長 今回約3パーセント計画より増えたわけですけども、この約3パーセントですね、それが第4期と続きましても基金的にはそれでまかなえるのではないかと考えます。

委員長 木澤委員、よろしいですか。他に。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第7号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、議案第7号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

国保医療課長 今回の補正の内容でございますが、保険料収入の増加及び保険基盤安定の増加と、それに伴います広域連合負担金の増加についてでございます。

詳細について歳入からご説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います

まず、第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料でございます。保険料収入の増加が見込まれることによりまして、総額で485万7千円の増額をお願いするものでございます。

このなかで、第1目の特別徴収保険料につきましては、3,544万4千円の減額を、また、第2目の普通徴収保険料につきましては、4,030万1千円を増額するものでございます。徴収方法別の増額と減額につきましては、その主な理由でございますが、平成21年4月以降に、それまで限定的でありました、特別徴収から口座振替への変更がほとんど

無条件でできるようになったこと、また平成20年の保険料で特別軽減を受けることになったため、平成20年度の下半期の保険料負担が実質0円となった被保険者につきましては、平成20年度の下半期の特別徴収を一旦解除いたしました関係で、平成21年度上半期に特別徴収が行えなかったということが、主な原因でございます。

続きまして、第4款の繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金でございます。歳出におけます保険基盤安定負担金の額の確定に伴いまして、一般会計からの繰入金といたしまして113万5千円の増額をお願いするものでございます。

次に、5ページの歳出をご説明申し上げます。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。保険料等負担金といたしまして485万7千円の増額を、また保険基盤安定負担金といたしまして113万5千円の増額をお願いいたしまして、合わせて599万2千円の増額をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

朗読をいたします。

( 予算書朗読 )

国保医療課長 以上で簡単で、平成21年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 4ページのところなんですけれども。後期高齢者の医療の保険料なんですけれども、国の制度がいろいろ変わりますんで、担当課の方も大変ご苦労されているようなんですけれども、これまで特別徴収やった人が、無

条件に口座振替ができるようになったということで、申請をされてこられていると思うんですけども、その数について教えていただけますか。

国保医療課長 口座振替の変更がほぼ無条件にできるようになりましたのは、平成21年の4月年金支払い分からでございます。これに間に合うような形で平成20年の12月下旬に特別徴収をされている方にダイレクトメールを送りまして、1月下旬までに申し出ていただくようお願いしたところでございますが、その件数におきましては205件ございました。

木澤委員 特別徴収が始まった時にかなり多くの方からお怒りの声があったんです。こういうふうは無条件に口座振替できるということになって、それで町の方もダイレクトメールまで送っていただいて、対応もいただいていることについてはありがたいと思うんですけども。205人って結構な方が申請されているかと思うんですが、その後ですね、私も話をお聞きしますと、まだやっぱり口座振替ができるようになっているということ知らない方がいらっしゃるなど、。ダイレクトメールも送っていただいているはずなんですけども、やはりそういう方もいらっしゃいますんで、また広報等でですね、繰り返し周知をしていただきたいというふうに思うんですけども、それはいかがでしょうか。

国保医療課長 当然75歳に到達されると、新たに後期高齢者医療制度に加入される方が今後もしばらくの間は増えていきます。従いまして、例えば賦課をいたします時期などをとらまえて、今後も広報等にこの旨を記事を掲載して周知を図っていきたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号については、当委員会として可決すべきものとして決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. その他についてを議題といたします。

何か質疑、意見等がございましたらお受けいたします。

浦野委員。

浦野委員 先ほどの一般会計で言ったらよかったのかも分かりませんが、固定資産税についてなんですけども、最近土地の値段が国税庁の路線価とか見えますと年を追うごとにどんどん下がっているんですけども、それに比例して固定資産税も税収もなかなか上がらないというのが続いているかと思うんですけども。今後の動向をどのように見られてるのかというのが1点と、それと、建物につきましてもこのごろ改築が結構されているように思うんです。なかなか新築が増えていない、改築が多いように思うんですけども、増改築された場合、固定資産税はどのようになるのか、お聞きしたいと思います。

委員長 面巻税務課長。

税務課長 第1点目の今後の固定資産税の動向なんですけども、現在の経済情勢や社会情勢を見ていますと、やはり地価の下落もしておりますので、減少傾向が続くものと見ております。2点目の増改築にかかる固定資産税なんですけども、これにつきましては、増改築された場合にはこちらの方、寄せていただきまして、その増改築の物件を見させていただいた中で、再度評価をさせていただくということになっております。

浦野委員 ということは、増改築されてある程度の査定基準があると思うんですけども、査定基準を超えると建物の固定資産税が上がるということで解釈してよろしいですかね。

税務課長 そのように、やはり増築なり改築されてとなりますと、やはり現状の物件とは違ってまいりますので、その部分の影響はございます。

浦野委員 土地は3年に1ぺんの見直しで固定資産税額を決めておられると思うんですけども。例えば3年間の動向はばらつきがあると思うんですけど、それのどの時点をとって固定資産税の税額を決められるんですか。

税務課長 固定資産税につきましては3年に1度評価替えがございまして、おっしゃいますとおり。それに基づきまして3年に1度改めて評価をさせていただいているところでございます。ただ、土地につきましては、その年度に下落する場合がございます。これらの場合につきましては、下落修正をできる特例がございまして、その特例に合わせまして、下落した場合には下げていくと、上がっている場合には下げないということになっておりますので、そういったことで、社会情勢に合わせまして現状ののりつた形で評価の方をさせていただいているところでございます。

委員長 他に。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についても、これをもって終了いたします。なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。

皆さんご苦労様でした。

( 午後2時32分 閉会 )

